

い じ め 防 止 基 本 方 針

豊 岡 市 立 八 代 小 学 校

令和6年4月1日

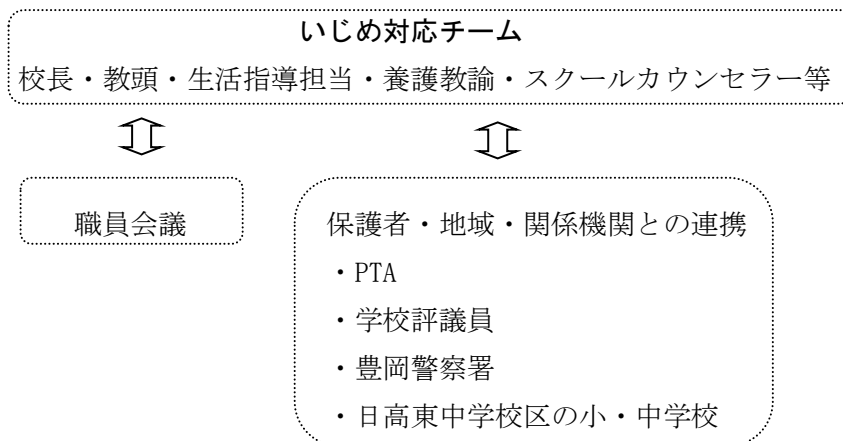
目 次

- 1 いじめの定義
- 2 校内組織体制
- 3 いじめの防止
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 研修の充実
 - (3) 児童の主体的な活動の推進
 - (4) 地域や家庭、関係機関との連携
- 4 いじめの早期発見
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) いじめの早期発見のための措置
- 5 いじめへの対処
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (3) いじめられた児童又はその保護者への支援
 - (4) いじめた児童への指導又はその保護者の助言
 - (5) いじめが起きた集団への働きかけ
 - (6) ネット上のいじめへの対応
 - (7) 関係機関との連携
- 6 いじめの解消
- 7 特に配慮を要する対応
 - (1) 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ
 - (2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
 - (3) 性同一性障害や性指向・性自認に係る児童に対するいじめ
 - (4) 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- 8 いじめの重大事態への対応
 - (1) 重大事態の取扱いについて
 - (2) 重大事態への対応
- 9 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価
 - (1) 日常の指導体制
 - (2) 緊急時の組織的対応
 - (3) 年間指導計画
 - (4) 早期発見のためのチェックリスト

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 校内組織体制



3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（１） 基本的な考え方

- ・授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・自己有用感、自己肯定感の育成（よさを見つけ、褒め、行動を認める）
- ・子どもと向き合う時間の確保による児童理解（子どもへの声かけ・ふれ合い）

（２） 研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・児童向け情報モラル教材「GIGA ワークブックひょうご」の活用
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・児童、保護者、教員向け情報モラル研修会の実施

（３） 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・児童が自らいじめについて学び、取り組む活動
- ・異年齢交流、きょうだい作りグループ、児童会活動等

（４） 地域や家庭、関係機関との連携

- ・いじめ基本方針のホームページ公開（４月）
- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（予定）
- ・オープンスクール（４月、９月、２月）、学校便り（月１回）、学級便りの発行

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（１） 基本的な考え方

- ・ いじめの早期発見のため、日頃からの教職員と子どもとの信頼関係の構築
- ・ いじめは気づきにくく潜在化しやすい。子どもの小さな変化を察知する認知能力の向上
- ・ 子どもの情報の教職員の共有化と保護者や地域の方との連携による実態把握

（２） いじめの早期発見のための措置

- ・ いじめアンケートの実施（毎月第3週）
- ・ アセスの実施と分析（年2回：5月と9月に3年生以上）→教育相談を実施
- ・ 子どもの心を理解する強化月間（5月、9月、2月）で実態把握

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（１） 基本的な考え方

- ・ いじめの兆候を発見した時は問題を軽視することなく、早期に適切な対応の実施
- ・ いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを優先し、迅速な指導と学校全体での組織的な対応をする
- ・ いじめ再発の防止のための実践計画の策定と、継続的な見守り
- ・ 犯罪行為となるいじめ事案やインターネットを介したいじめについては、即警察と連携し、対応する。

（２） いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめを認知した教職員のいじめの制止と適切な指導
- ・ 「いじめ対応チーム」を中心に実施
 - ①いじめの正確な実態把握
 - ②指導体制・指導方針決定
 - ③子どもへの指導・支援
 - ④保護者との連携
 - ⑤今後の適切な対応

（３） いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 子どもに対しての支援の実施
 - ①つらい気持ちへの共感的理解
 - ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」
 - ③必ず解決できる希望と自尊感情の向上
- ・ 保護者に対しての支援の実施
 - ①迅速な事実関係の報告
 - ②今後の対応の協議
 - ③つらい気持ちの共感的理解
 - ④継続的な連携

(4) いじめた児童への指導又はその保護者の助言

- ・子どもに対して実施
 - ①その子どもの背景の理解
 - ②一定の教育的配慮のもと毅然とした対応と粘り強い指導
- ・保護者に対して実施
 - ①正確な事実関係の説明
 - ②事の重大さの認識と家庭での指導の依頼
 - ③家庭での関わり方の具体的な助言

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを自分の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢
- ・資料を元に話し合い自分たちの問題として意識化

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上
- ・未然防止には携帯電話等を第一義的に管理する保護者との連携
- ・早期発見には被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう保護者との連携
- ・「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みの削除等、迅速に対応し事案によっては警察等の専門機関と連携した対応

(7) 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為(重大事案)に当たる場合は警察・教育委員会等の関係機関との連携

6 いじめの解消

いじめは、謝罪によって解消するような安易なものではなく、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

<いじめの解消の要件>

- ①いじめに係る行為が止んでいること（止んでいる期間は少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及び保護者に対して面談等により確認する）

7 特に配慮を要する対応

(1) 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ

- ①教職員が、個々の児童の障害の特性への理解を深める。
- ②個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
- ③当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

- ①言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないようにする。
- ②教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ

- ①性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(4) 震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

- ①被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
- ②当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態の取扱いについて

- ①重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底
 - ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑いが生じた段階で調査を開始しなければならない。
 - ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ②重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものについては、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）を参考にする。

(2) 重大事態への対応

- ①調査主体の判断
 - ・県教育委員会や市町村教育委員会など学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。
 - ・調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。
 - ア 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
 - イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

②背景にいじめの可能性がある「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」発生時の対応

- ・学校は教育委員会に報告し、教育委員会は学校へ指導・支援、首長へ発生を報告する。
- ・基本調査（情報収集と整理）を実施する。
- ・調査組織を設置し、調査組織による「詳細調査」を実施する。
- ・調査報告を行い、必要があれば地方公共団体の長の判断により「再調査」を実施する。

③不登校重大事態への対応

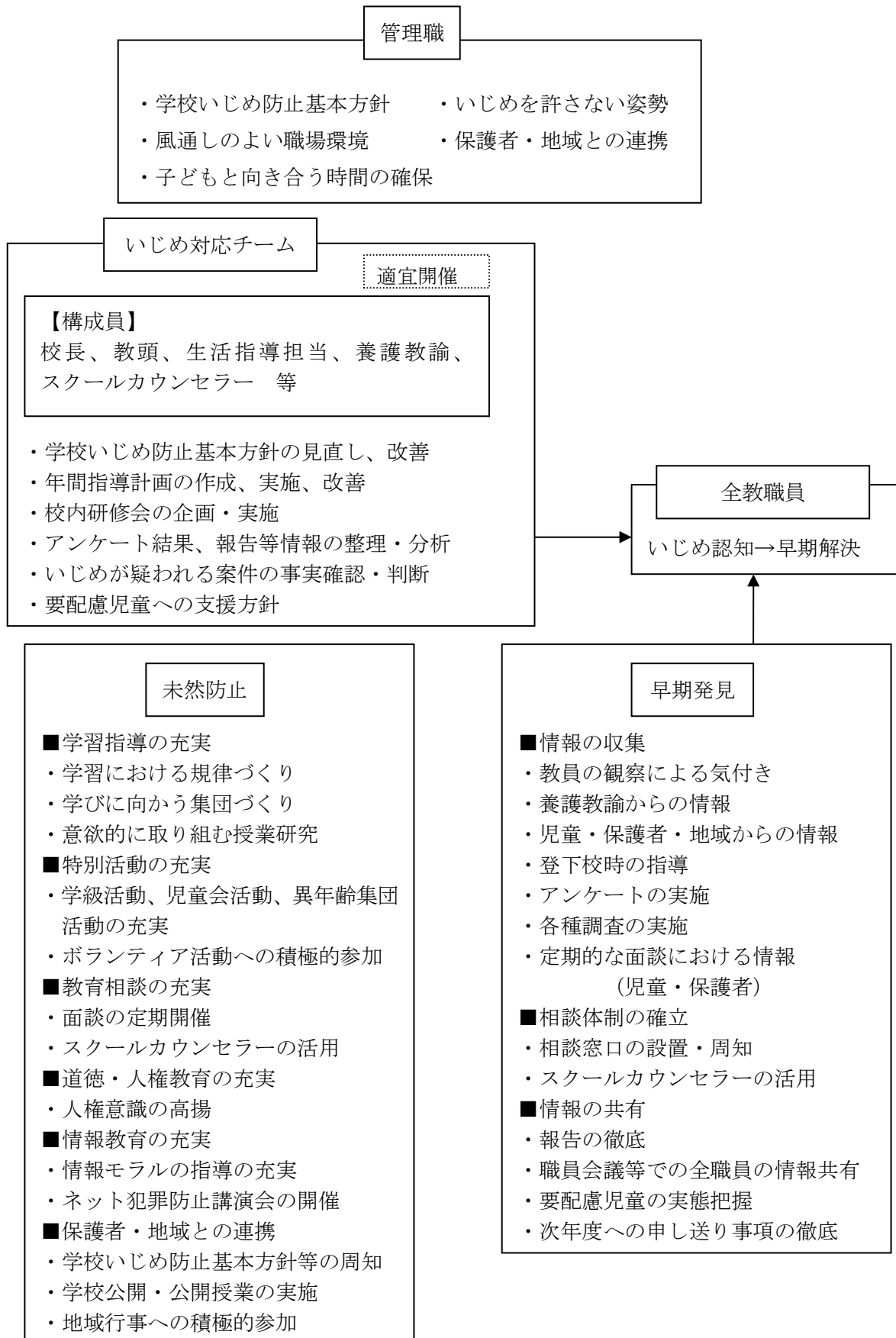
- ・学校への欠席日数が30日になる前から準備作業（聴取等）に着手し、教育委員会に相談する。
- ・重大事態と判断した場合、発生を地方公共団体の長に報告する。
- ・調査結果を地方公共団体の長に報告し、必要に応じて再調査を実施する。
- ・いじめが発生している場合、対象児童とその保護者へ情報提供をし、いじめをした児童とその保護者へも情報提供を行うことで家庭との連携を図りながら指導する。

9 いじめ防止に関わる年間指導計画

- ・PDCAサイクルによる定期的な見直し
- ・生活指導委員会（月1回）
- ・「いじめ対応チーム」会議（適宜）
- ・教職員の資質能力向上のための校内研修等（通年）

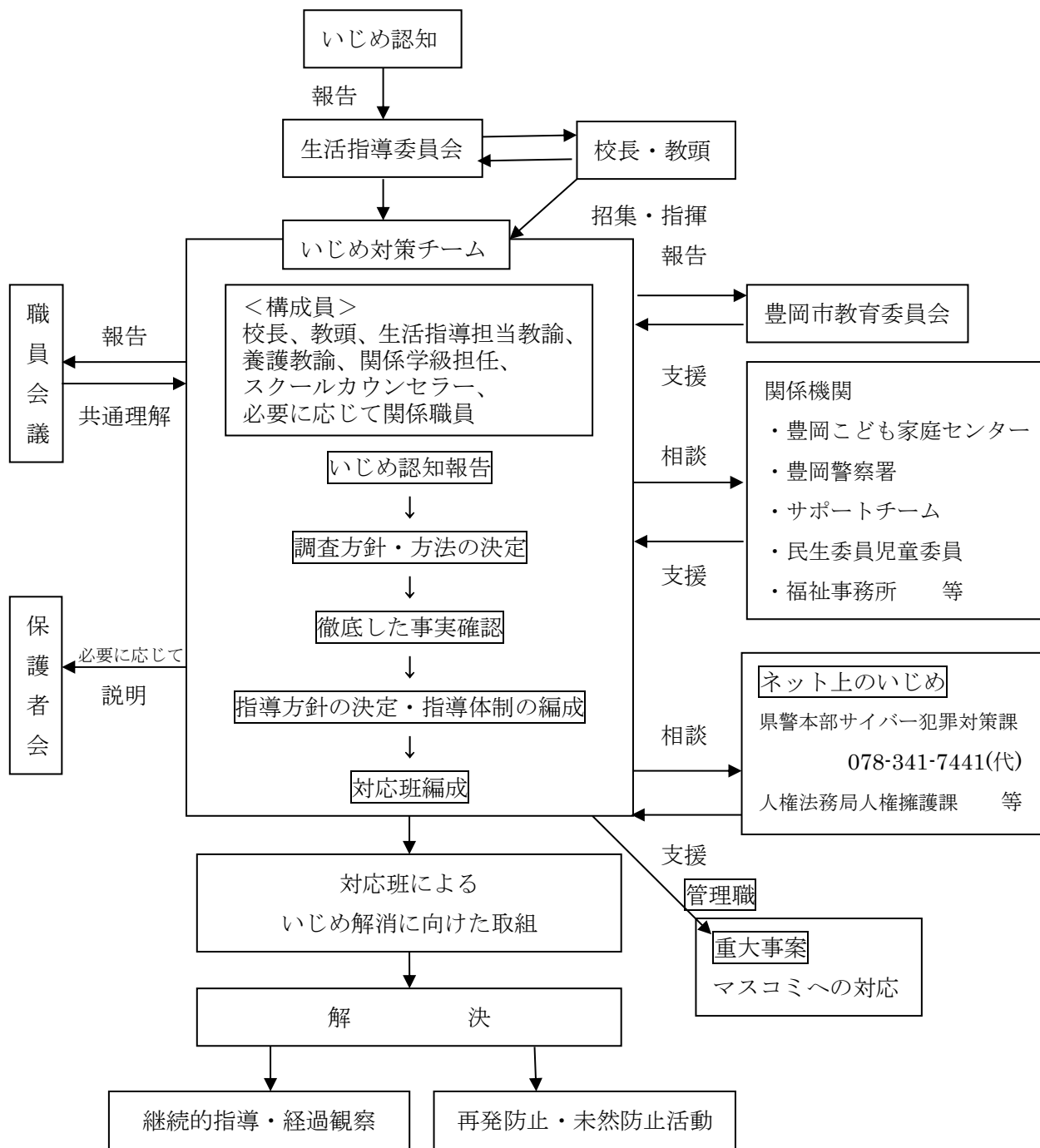
（１）日常の指導体制

豊岡市立八代小学校



(2) 緊急時の組織的対応

豊岡市立八代小学校



■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

(3) 年間指導計画

豊岡市立八代小学校

	職員会議等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた 取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	保育園との情報交換	いじめアンケート①
		いじめ対応共通理解	ちょっと聞かせて①
	保護者向け啓発	生活目標（児童） きょうだいグループ	授業公開 ・学級懇談会
5月		教職員研修会	いじめアンケート②
		アセステスト実施①	教育相談①
		生活目標（児童）	授業公開
6月		生活目標（児童）	いじめアンケート③
		情報モラル学習（児童）	
7月		生活目標（児童）	いじめアンケート④
			保護者面談①
			学校評価①
8月		カウンセリング研修	いじめ対応研修
			情報モラル研修等
9月		生活目標（児童）	いじめアンケート⑤ 教育相談②
		アセステスト実施②	
10月		生活目標（児童）	いじめアンケート⑥
		PTA 講演会	オープンスクール
			授業公開
11月			ちょっと聞かせて②
		人権学習（児童）	いじめアンケート⑦
		生活目標（児童）	
12月			
		生活目標（児童）	いじめアンケート⑧
			保護者面談②
1月		生活目標（児童）	いじめアンケート⑨
		人権学習（児童）	
			学校評価②
2月		生活目標（児童）	いじめアンケート⑩
		感謝する会	
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	中学校との情報交換	いじめアンケート⑪
		生活目標（児童）	

事案發生時

いじめ対応チーム

職員會議

職員會議等

- ・職員会議にて、毎月児童の情報交換、要配慮児童の観察などについて会議をする。

未然防止に向けた取り組み

- ・ 中学校、保育園との連携を図り情報交換をする。
- ・ いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・ 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・ 道徳・人権教育の充実
- ・ 児童会活動、異年齢集団活動の活性化を進める・
- ・ 地域行事に参加を呼びかけ地域と一体となった子どもの育成を進める。

早期発見に向けた取り組み

- ・ いじめ等アンケートを定期的に実施する。
- ・ 個別面談だけではなく、小規模校の利点を生かし、児童の日常の微妙な変化に対応する。
- ・ アセステストの実施と分析を年2回行う。
- ・ 定期的に下校時の指導を行う。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 教室で一人離れて食べている
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 昼食時になると教室から出て行く※

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する